

○田野町地域猫活動支援事業費補助金交付要綱

令和7年10月1日
要綱第29号

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び高知県動物の愛護及び管理に関する条例（平成7年度高知県条例第4号）の動物愛護の趣旨に基づき、予算の範囲内において猫の不妊手術費用の一部を補助することにより、不妊手術を行うことを奨励し、不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすことを目的とする。併せて、動物の愛護及び管理についての理解を深め、公衆衛生の向上並びに社会生活の安定に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 田野町内に生息する猫のうち所有者又は占有者（動物の飼育又は保管する者）のいない猫をいう。
- (2) 避妊手術 獣医師により卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。
- (3) 去勢手術 獣医師により精巣を摘出する手術をいう。
- (4) 不妊手術等 避妊手術及び去勢手術並びに耳の先端部分をV字に切ることをいう。
- (5) 地域猫活動団体 既存の自治組織及び地域で猫愛護等の活動を行なっていることが町に認められた3人以上で構成された団体とする。
- (6) 地域猫活動 地域猫活動団体が、地域に住む住民の十分な理解の下、飼い主のいない猫に不妊手術等を行い、給餌・給水、給餌・給水場及びトイレの設置、清掃等衛生管理、猫の遺棄対策等を実施することで、人と動物の調和のとれた共生社会を目指す一連の活動をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 不妊手術等を受けようとする飼い主のいない猫を地域猫活動団体として適正に世話する者。

- (2) 町税等に滞納が無い者

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金は、前条の補助対象者が行なう不妊手術等に要する経費を対象とし、次に掲げる金額を限度として補助する。

- (1) 飼い主のいないオス猫1匹につき、8,000円
- (2) 飼い主のいないメス猫1匹につき、12,000円

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 生息地域がわかる地図
- (2) その他、町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第6条 町長は、前条の申請書及び添付書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し

たうえ、補助金の交付の可否を決定することとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（中止承認申請書等）

第7条 前条の規定による補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が不妊手術等を中止しようとするときは、田野町地域猫活動支援事業費中止承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による中止の承認がされたときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助金にかかる事業完了後1か月以内、又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書（第5号様式）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1） 不妊手術等の費用が記載された領収書等の写し
- （2） 手術後の写真
- （3） その他、町長が必要と認める書類及び添付書類

（交付額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（第6号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第7号様式）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取り消し）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽り、その他、不正の手段により補助金を受けたとき
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき
- （3） 補助金交付の条件に違反したとき

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、町長が別途に定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。